

令和3年度固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等の方に対して、令和3年度課税の償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を2分の1又はゼロとします。

【対象となる方】

- 1 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
- 2 資本金若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 3 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

【軽減措置の基準】

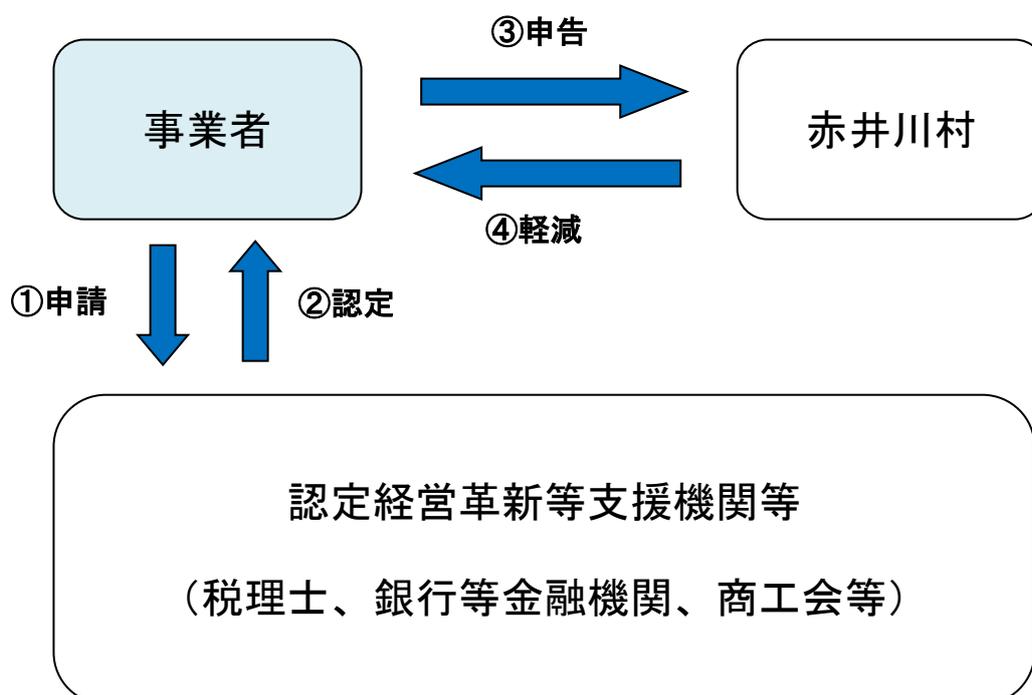
令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の売上高を前年の同期間と比較し、売上高減少の程度に応じた軽減を適用します。

売上高の減少率	軽減の割合
30%以上 50%未満	2分の1
50%以上	全額

※売上高の減少率が30%未満の方は軽減措置の対象外となります。

【申請方法】

固定資産税の軽減措置を受けるには、「認定経営革新等支援機関等」の認定（必須）を受けた後、赤井川村に申告する必要があります。



【必要書類】

- ① 認定経営革新等支援機関等に申請する書類
 - 1 課税標準の特例措置に関する申告書
 - 2 売上が減少したことを証明する帳簿等の写し
(※令和2年中の売上が減少したことが分かる連続する3か月間の帳簿等、令和元年中の同期間の帳簿等)
 - 3 事業用家屋及び事業占有割合を確認できる書類の写し
(※固定資産課税明細書などの家屋の用途、面積等を確認できる書類)
- ② 赤井川村に申告する書類
 - 1 課税標準の特例措置に関する申告書（認定済みの書類）
 - 2 認定経営革新等支援機関等に提出した書類の写し

【提出期限】

令和3年2月1日（月）